

静岡市人事委員会規則第1号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「措置の要求をしようとする職員が署名又は記名押印して」を削る。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第15項中「が署名又は記名押印」を「の氏名を記載」に改める。

第15条第2項中「記載し、委員各員が署名し、又は記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 裁決に加わった委員の氏名

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。